

掛川市規則第 1 2 号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第25条第2項に次の2号を加える。

(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、必要な時間

(13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 別表第5に定める受診回数（医師等の特別の指示があったときは、当該指示された回数）で、1回につき、必要な時間

第25条第3項中第8号及び第9号を削り、第10号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 女子の会計年度任用職員が生理日おける就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

別表第1の表を次のように改める。

会計年度任用職員の初任給及び上限号給基準表

職 種	初任給	上限号給
一般事務、図書館司書、 交通事故相談員、給食配 膳員	1 級 1 号給	1 級13号給
給食員	1 級13号給	1 級25号給
幼児教育指導主事	1 級37号給	1 級49号給
幼児教育士、発達相談 員、言葉の教室指導員、 就労支援員、外国人支援 員、准看護師、家庭児童 相談員、S E	1 級22号給	1 級38号給
幼児教育士 (担任 1 年目)	1 級27号給	1 級27号給
幼児教育士 (担任 2 年目以降)	2 級 1 号給	2 級13号給
業務員	1 級28号給	1 級40号給
保健師、看護師、介護支援 専門員、消費生活相談員、 助産師、子ども未来コー ディネーター、小学校外 国語活動支援員、特別支援 介助士、初任教員等指導員	1 級46号給	1 級62号給
外国人児童生徒支援員	1 級65号給	1 級77号給
その他特殊な技能、経験等 を要する職	1 級16号給	1 級28号給

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。